

令和6年3月26日 開会

令和6年 第1回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

報告第 1 号	専決事項の報告について	・・・	1頁
	専決第 1 号 損害賠償の額を定めることについて	・・・	2頁
議案第 1 号	令和 5 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 3 号）	・・・	4頁
議案第 2 号	令和 6 年度枚方寝屋川消防組合予算	・・・	別冊
議案第 3 号	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	・・・	23頁
議案第 4 号	枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について	・・・	26頁

報告第1号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年3月26日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

1 専決事項 損害賠償の額を定めることについて 1件

専決第1号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をする。

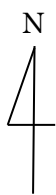
令和6年3月11日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

- 1 賠償の額 金 207,152 円
- 2 賠償の相手方 寝屋川市在住者
- 3 賠償事案の内容 令和6年2月11日（日）午後11時46分に覚知した寝屋川市田井町の建物火災において、出火宅隣家の屋根上において消火活動を行っていたところ、屋根瓦に損害を与えたもの。
- 4 和解の内容
 - (1) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額として金 207,152 円を支払う。
 - (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。

附近見取図



事故発生場所

事故概況図（屋根瓦の破損状況）



議案第 1 号

令和 5 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 3 号)

令和 5 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,419,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 26 日 提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,093,166	▲ 87,501	7,005,665
	1 負担金	7,093,166	▲ 87,501	7,005,665
4 府支出金		17,086	1,781	18,867
	1 府負担金	7,905	79	7,984
	2 府補助金	9,181	1,702	10,883
7 諸収入		26,951	13	26,964
	2 雑入	26,941	13	26,954
8 組合債		244,500	▲ 32,400	212,100
	1 組合債	244,500	▲ 32,400	212,100
9 繰入金		42,416	▲ 4,659	37,757
	1 基金繰入金	42,416	▲ 4,659	37,757
10 繰越金		—	93,283	93,283
	1 繰越金	—	93,283	93,283
歳入合計		7,448,498	▲ 29,483	7,419,015

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 消防費		6,925,176	▲ 27,329	6,897,847
	1 消防費	6,925,176	▲ 27,329	6,897,847
4 公債費		508,472	▲ 2,154	506,318
	1 公債費	508,472	▲ 2,154	506,318
歳出合計		7,448,498	▲ 29,483	7,419,015

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

補		正			前			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設 整備事業	244,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は半年賦及び 年賦元金均等 償還	組合財政の都合 により償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
計	244,500							

(単位:千円)

補		正			後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設 整備事業	212,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は半年賦及び 年賦元金均等 償還	組合財政の都合 により償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
計	212,100							

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 分担金及び負担金	7,093,166	▲87,501	7,005,665		
(項)					
1. 負担金	7,093,166	▲87,501	7,005,665		
(目)1. 負担金	7,093,166	▲87,501	7,005,665	1. 枚方市負担金	▲53,318
				2. 寝屋川市負担金	▲34,183
(款)					
4. 府支出金	17,086	1,781	18,867		
(項)					
1. 府負担金	7,905	79	7,984		
(目)1. 常備消防費府負担金	7,905	79	7,984	1. 職員派遣府負担金	79
(項)					
2. 府補助金	9,181	1,702	10,883		
(目)1. 常備消防費府補助金	9,181	1,702	10,883	1. 常備消防費府補助金	1,702
(款)					
7. 諸収入	26,951	13	26,964		
(項)					
2. 雑入	26,941	13	26,954		
(目)1. 雑入	26,941	13	26,954	1. 雑入	13
(款)					
8. 組合債	244,500	▲32,400	212,100		
(項)					
1. 組合債	244,500	▲32,400	212,100		
(目)1. 消防防災施設整備事業債	244,500	▲32,400	212,100	1. 消防防災施設整備事業債	▲32,400

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 枚方市負担金	▲53,318	1. 枚方市負担金 ▲53,318 (1)枚方市負担金(按分比率 60.9802%) 53,318 経常経費 4,095 特別経費 57,413	
1. 寝屋川市負担金	▲34,183	2. 寝屋川市負担金 34,183 (1)寝屋川市負担金(按分比率 39.0198%) 34,183 経常経費 2,621 特別経費 36,804	
1. 職員派遣府負担金	79	1. 職員派遣府負担金 79 (1) 府立消防学校派遣教官人件費 79	
1. 常備消防費府補助金	1,702	1. 常備消防費府補助金 1,702 (1) 大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 1,702	
1. 雑入	13	1. 雑入 13 (1) 寝屋川市派遣職員人件費 ▲70 (2) 枚方市派遣職員人件費 44 (3) 市立ひらかた病院派遣職員人件費 39	
1. 消防防災施設整備事業債	▲32,400	1. 消防防災施設整備事業債 ▲32,400 (1) 消防自動車整備事業 ▲32,700 (2) 消防情報システム整備事業 300	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
9.繰入金	42,416	4,659	37,757		
(項)					
1.基金繰入金	42,416	4,659	37,757		
(目)1.基金繰入金	42,416	4,659	37,757	1. 基金繰入金	4,659
(款)					
10.繰越金	-	93,283	93,283		
(項)					
1.繰越金	-	93,283	93,283		
(目)1.繰越金	-	93,283	93,283	1. 繰越金	93,283
歳 入 合 計	7,448,498	▲29,483	7,419,015		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 枚方寝屋川消防組合消防救急基金繰入金	4,659	1. 枚方寝屋川消防組合消防救急基金繰入金 (1) 枚方寝屋川消防組合消防救急基金繰入金	4,659 4,659
1. 前年度繰越金	93,283	1. 前年度繰越金 (1) 前年度繰越金	93,283 93,283

2 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 3. 消防費	6,925,176	▲27,329	6,897,847	1,781	▲32,400	▲4,646	7,936
(項) 1. 消防費	6,925,176	▲27,329	6,897,847	1,781	▲32,400	▲4,646	7,936
(目)1. 消防費	6,598,511	12,377	6,610,888	1,781	300	13	10,283

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 ▲4,255	2. 一般職給 ▲4,255	1. 消防施設の整備事業経費 ▲4,110
3. 職員手当等 47,133	1. 扶養手当 ▲2,877 2. 地域手当 ▲2,215 3. 通勤手当 ▲5,993 4. 管理職手当 ▲2,880 11. 勤勉手当 ▲7,817 12. 退職手当 71,186 14. 住居手当 ▲2,271	(1) 庁舎維持管理費 ▲2,360 ア. 各庁舎建築物等自主点検手数料 ▲1,128 イ. 消防設備点検手数料 ▲353 ウ. 庁舎清掃委託料 ▲341 エ. 消防本部庁舎空調設備保守点検委託料 ▲538 (2) 消防情報システム管理運営費 ▲1,750 ア. 消防情報システム調達支援業務委託料 ▲1,750 2. 救急体制の充実強化事業経費 ▲2,829 (1) 救急資機材等管理費 ▲2,829 ア. 感染廃棄物処理委託料 ▲2,829 3. 救急高度化事業経費 ▲5,151 (1) 救急救命活動推進費 ▲5,151 ア. 新興感染症対策用消耗品費 ▲5,151 4. 防火安全対策推進事業経費 ▲411 (1) 防火管理関係費 ▲411 消 ▲411 5. 組織体制整備事業経費 30,650 (1) 職員給与等管理費 36,204 ア. 職員給 ▲4,255 イ. 扶養手当 ▲2,877 ウ. 地域手当 ▲2,215 エ. 通勤手当 ▲5,993 オ. 管理職手当 ▲2,880 カ. 勤勉手当 ▲7,817 キ. 退職手当 71,186 ク. 住居手当 ▲2,271 ケ. 共済組合負担金 ▲5,000 コ. 会計年度任用職員（短期任用）雇用保険料 ▲140 サ. 再任用職員等厚生年金負担金 ▲1,400 シ. 会計年度任用職員（通年任用）厚生年金負担金 ▲134 (2) 人事給与システム管理運営費 ▲5,774
4. 共 済 費 ▲6,674	3. 共済組合負担金 ▲5,000 5. 雇用保険料 ▲140 10. 厚生年金負担金 ▲1,534	
10. 需 用 費 ▲5,562	1. 消耗品費 ▲5,562	
11. 役 務 費 ▲1,481	4. 手 数 料 ▲1,481	
12. 委 託 料 ▲16,367	1. 委 託 料 ▲16,367	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(目)3.消防施設費	325,211	▲39,706	285,505	-	▲32,700	▲4,659	▲2,347
(款)							
4.公債費	508,472	▲2,154	506,318	-	-	-	▲2,154
(項)							
1.公債費	508,472	▲2,154	506,318	-	-	-	▲2,154
(目)2.利子	12,741	▲2,154	10,587	-	-	-	▲2,154
歳 出 合 計	7,448,498	▲29,483	7,419,015	1,781	▲32,400	▲4,646	5,782

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金、補助及び交付金 ▲417	1. 負 担 金 ▲417	ア. 人事給与システム改修委託料 ▲5,774 (3) 総務管理課 庶務運営費 220 ア. 人事関係負担金 220 6. 人材育成・組織活性化事業経費 ▲2,777 (1) 研修費 ▲637 ア. 専門教育関係負担金 ▲637 (2) 職員福利厚生費 ▲2,140 ア. 健康診断等 ▲1,700 イ. PCR検査等委託料 ▲440 7. 消防業務のアウトソーシング事業経費 ▲2,995 (1) 消防業務のアウトソーシング費 ▲2,995 ア. 枚方・寝屋川3署受付業務委託料 ▲2,995
12. 委 託 料 ▲2,000	1. 委 託 料 ▲2,000	1. 消防施設の整備事業経費 ▲2,350 (1) 庁舎維持管理費 ▲2,350 ア. 中振出張所外壁工事実施設計委託 ▲2,000 イ. 冷暖房機更新工事(寝屋川署) ▲350
14. 工事請負費 ▲350	1. 工事請負費 ▲350	2. 消防機械の整備事業経費 ▲37,356 (1) 消防車両等購入費 ▲37,356 ア. ミニタンク車購入費(枚方、三井、神田 各1台) イ. 救急車購入費(本部、枚方、楠葉、三井 各1台)
17. 備品購入費 ▲37,356	2. 機械器具費 ▲37,356	
22. 償還金、利子及び割引料 ▲2,154	3. 利子及び割引料 ▲2,154	1. 組織体制整備事業経費 ▲2,154 (1) 予算関係費 ▲2,154 ア. 利子 ▲1,154 イ. 一時借入金利子 ▲1,000

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(87) 652	24,614	2,500,793	2,154,583	4,679,990	936,922	5,616,912	
補正前	(87) 652	24,614	2,505,048	2,107,450	4,637,112	943,596	5,580,708	
比 較	(0) 0	0	▲ 4,255	47,133	42,878	▲ 6,674	36,204	

()内は、再任用職員及び会計年度任用職員で外書き

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	95,847	268,805	60,109	103,548	315,822	77,502	594,481
	補正前	98,724	271,020	66,102	106,428	315,822	77,502	594,481
	比 較	▲ 2,877	▲ 2,215	▲ 5,993	▲ 2,880	0	0	0
内 訳	区 分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)				
	補正後	482,630	93,152	62,687				
	補正前	490,447	21,966	64,958				
	比 較	▲ 7,817	71,186	▲ 2,271				

職員手当は、児童手当法に基づく児童手当等を除く

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	▲ 4,255	昇給に伴う増減分	▲ 2,583	定期昇給見込額の増分 ▲ 3,230 昇任昇格の昇給見込額の減分 647	
		制度改正に伴う増減分	48,585	人事院勧告による増分 48,585	
		その他の増減分	▲ 50,257	職員変動による増減分 ・退職者等に伴うもの ▲ 30,826 ・休職や育児休業等に伴うもの 4,941 ・懲戒処分による減給等に伴うもの ▲ 372 ・新規採用職員初任給の増加及び採用者の増加に伴うもの 10,828 ・再任用職員の減少に伴うもの ▲ 24,186 ・その他 ▲ 10,642	
職 員 手 当	47,133	制度改正に伴う増減分	51,352	人事院勧告による増分 ・期末手当 20,805 ・勤勉手当 22,951 ・地域手当 3,645 ・時間外勤務手当 3,812 ・退職手当 139	
		令和6年能登半島地震に伴う増減分	9,556	緊急消防援助隊派遣に伴う増分 ・特殊勤務手当 2,056 ・時間外勤務手当 7,500	
		その他の増減分	▲ 13,775	職員変動等による増減分 ・扶養手当 ▲ 2,877 ・地域手当 ▲ 5,860 ・通勤手当 ▲ 5,993 ・管理職手当 ▲ 2,880 ・特殊勤務手当 ▲ 2,056 ・時間外勤務手当 ▲ 11,312 ・期末手当 ▲ 20,805 ・勤勉手当 ▲ 30,768 ・退職手当 71,047 ・住居手当 ▲ 2,271	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		消防職員
令和6年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	306,120
	平均給与月額(円)	436,992
	平均年齢(歳)	37歳5月
令和5年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	300,098
	平均給与月額(円)	439,918
	平均年齢(歳)	37歳6月

上記金額について、再任用職員は、含まれていない

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.15) 2.20	(1.20) 2.30	(2.35) 4.50	有	
補正前	(1.15) 2.20	(1.15) 2.20	(2.30) 4.40	有	
国の制度	(1.15) 2.20	(1.20) 2.30	(2.35) 4.50	有	

()内は、再任用職員で外書き

地方債の前前年度末における
当該年度末における現在高

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1 普通債 (1) 消防	補 正 前	2,431,983	1,953,559
	補 正 額	—	—
	補 正 後	2,431,983	1,953,559

現在高並びに前年度末及び
の見込みに関する調書

(単位:千円)

当該年度中増減見込み		当該年度末現在高 見込額
当該年度中 当起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
244,500	495,731	1,702,328
▲ 32,400	—	▲ 32,400
212,100	495,731	1,669,928

議案第3号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

枚方市及び寝屋川市に火災予防上合理的な関連性が認められるときは、枚方市及び寝屋川市の区域外であっても本条例の効力が及ぶことを明確化するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和37年枚方寝屋川消防組合条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第50条」に、「第50条・第51条」を「第51条・第52条」に改める。

第42条の2第4項を削る。

第51条を第52条とし、第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第48条の2の次に次の1条を加える。

（区域外の適用）

第49条 本条例において定める事項が、枚方市及び寝屋川市の区域外で行われる場合において、枚方市及び寝屋川市の火災予防上合理的な関連性が認められるときは、当該区域外においても本条例を適用する。

附 則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

議案第3号参考資料

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

(主要な改正部分の新旧対照表)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 [略]</p> <p>第6章 雑則 (第43条～<u>第50条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第51条・第52条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(指定催しの指定)</p> <p>第42条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(区域外の適用)</u></p> <p><u>第49条 本条例において定める事項が、枚方市及び寝屋川市の区域外で行われる場合において、枚方市及び寝屋川市の火災予防上合理的な関連性が認められるときは、当該区域外においても本条例を適用する。</u></p> <p><u>第50条～第52条</u> [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 [略]</p> <p>第6章 雑則 (第43条～<u>第49条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第50条・第51条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(指定催しの指定)</p> <p>第42条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 第1項に規定する屋外での催しが市境界線を越えて行われる場合において、枚方市及び寝屋川市の火災予防上合理的な関連性が認められるときは、同項の規定は、枚方市及び寝屋川市以外の地域にも適用する。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>第49条～第51条</u> [略]</p>

議案第4号

枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

国の政令改正に伴い、当該手数料の額を変更するとともに、字句の整理を行うため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防手数料条例（平成12年枚方寝屋川消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「消防法（昭和23年法律第186号）の次に「。以下「法」という。」を加え、「火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の次に「。以下「火取法」という。」を加え、「高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の次に「。以下「高圧法」という。」を加え、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の次に「。以下「液石法」という。」を加え、「枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和37年枚方寝屋川消防組合条例第44号）の次に「。以下「火災予防条例」という。」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

法及び火災予防条例関係手数料

項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額
1	法第10条第1項ただし書の規定に 基づく指定数量以上の危険物を 仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の 承認を受けようとする者	法第10条第1項ただし書の規定に 基づく指定数量以上の危険物を 仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の 承認の申請に対する審査	5,400円
2	法第11条第1項前段の規定に	(1) 法第11条第1項前段の規定に 基づく製造所の設置の許可	ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置 の許可の申請に係る審査 39,000円

<p>基づく製造所等の設置の許可を受けようとする者</p>	<p>の申請に対する審査</p>	<p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000円</p>
	<p>(2) 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円</p> <p>(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円</p> <p>(オ) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所並びに岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

			<p>(ア) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 20,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下の屋外タンク貯蔵所 26,000円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が10,000を超える屋外タンク貯蔵所 39,000円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 570,000円</p> <p>エ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p> <p>オ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 26,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 39,000円</p> <p>カ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円</p> <p>キ 移動タンク貯蔵所（クに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p> <p>ク 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円</p> <p>ケ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円</p>
(3)	法第11条第1項前段の規定に	ア	給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）

			<p>基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>の設置の許可の申請に係る審査 52,000円</p> <p>イ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円</p> <p>ウ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円</p> <p>エ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 33,000円</p> <p>オ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所 39,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所 52,000円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所 66,000円</p> <p>(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所 77,000円</p> <p>(オ) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 92,000円</p>
3	<p>法第11条第1項後段の規定に基づき製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可を受けようとする者</p>	<p>(1) 法第11条第1項後段の規定に基づき製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>(2) 法第11条第1項後段の規定に基づき貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>2の項の(1)の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>2の項の(2)の右欄に掲げる貯蔵所の区分（準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に</p>

				係る審査の場合には、2の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分) に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		(3)	法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の(3)の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
4	法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)第8条第3項の規定に基づく製造所等の完成検査を受けようとする者	(1)	法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	2の項の(1)の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		(2)	法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、2の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 イ その他の貯蔵所にあつては、2の項の(2)の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		(3)	法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	2の項の(3)の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		(4)	法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2の項の(1)の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
		(5)	法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、2の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

				イ その他の貯蔵所にあつては、2の項の(2)の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
		(6)	法第11条第5項の規定に基づき製造所等の仮使用の承認を受ける者	2の項の(3)の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
5	法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認を受けようとする者	法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認を受ける者		5,400円
6	法第11条の2第1項及び政令第8条の2第7項の規定に基づく製造所等の完成検査前検査を受けようとする者	(1) 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査		ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円 (イ) 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 11,000円 (ウ) 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 15,000円 (エ) 容量2,000,000リットルを超えるタンク 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

				イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量600リットル以下のタンク 6,000円 (イ) 容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 11,000円 (ウ) 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 15,000円 (エ) 容量20,000リットルを超えるタンク 15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
		(2)	法第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	ア 水張検査 この項の(1)のアに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 イ 水圧検査 この項の(1)のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
7	火災予防条例第48条に基づく少量危険物タンク又は指定可燃物タンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者	(1)	火災予防条例第48条に基づく少量危険物タンクの水張検査又は水圧検査	ア 水張検査 6,000円 イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量600リットル以下のタンク 6,000円 (イ) 容量600リットルを超えるタンク 11,000円
		(2)	火災予防条例第48条に基づく指定可燃物タンクの水張検査又は水圧検査	ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円

				(イ) 容量10,000リットルを超え 1,000,000リットル以下のタンク 11,000円 (ウ) 容量1,000,000リットルを超え 2,000,000リットル以下のタンク 15,000円 (エ) 容量2,000,000リットルを超えるタンク 19,400円 イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量600リットル以下のタンク 6,000円 (イ) 容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 11,000円 (ウ) 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 15,000円 (エ) 容量20,000リットルを超えるタンク 19,400円
--	--	--	--	---

備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、法、政令又は火災予防条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第2 (第2条関係)

火取法関係手数料

項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額
1	火薬類の製造の許可を受けようとする者	火取法第3条の規定に基づく火薬類の許可の申請に対する審査	220,000円
2	火薬類の販売営業の許可を受けようとする者	火取法第5条の規定に基づく火薬類(競技用紙雷管に限る。)の販売営業の許可の申請に対する審査	25,000円
		火取法第5条の規定に基づく火薬類(競技用紙雷管を除く。)の販売営業の許可の申請に対する審査	110,000円

3	火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けようとする者	火取法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	73,000円	
		火取法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	8,300円	
4	火薬類の製造施設若しくは火薬庫の完成検査を受けようとする者	火取法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査	41,000円	
		火取法第15条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の完成検査	41,000円	
		火取法第15条第2項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の完成検査	23,000円	
5	火薬類の譲渡し又は譲受けの許可を受けようとする者	火取法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1,200円	
		火取法第17条第1項	火工品	2,400円
		の規定に基づく火薬類の譲受けの許可申請に対する審査	25キログラム以下の数量の火薬類（火工品を除く。）	3,500円
			25キログラムを超える数量の火薬類（火工品を除く。）	6,900円
6	火薬類（煙火に限る。）の消費の許可を受けようとする者	火取法第25条第1項の規定に基づく火薬類（煙火に限る。）の消費の許可の申請に対する審査	7,900円	
7	特定施設又は火薬庫の保安検査を受けようとする者	火取法第35条第1項の規定に基づく特定施設又は火薬庫の保安検査	41,000円	

備考

- この表中の用語の意義及び字句の意味は、火取法における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- この表の手数料を納付すべきものが国である場合にあっては、同表中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

別表第3（第2条関係）

高圧法関係手数料

項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額	
1	高圧ガスの製造の許可を受けようとする者	高圧法第5条第1項第1号の設備（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができ、移動するように設計したもの（以下同じ。）を除く。）による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）10,000,000立方メートル以上の設備	560,000円
		処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	340,000円	
		処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	220,000円	
		処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	140,000円	
		処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	110,000円	
		処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	86,000円	
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	68,000円	
		処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	54,000円	
		処理容積が100立方メートル	31,000円	

		以上200立方メートル未満の設備	
高圧法第5条第1項第1号の設備（移動式製造設備に限る。）による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査（液石法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備		91,000円
	処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備		75,000円
	処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備		60,000円
	処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備		44,000円
	処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備		27,000円
	処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備		21,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備		16,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備		13,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備		11,000円
	処理容積が100立方メートル		7,400円

			以上200立方メートル未満の設備	
		高圧法第5条第1項第2号の設備による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000円
			冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	87,000円
			冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	68,000円
			冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	54,000円
			冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	36,000円
2	高圧ガスの製造のため施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可を受けようとする者	高圧法第14条第1項第5条第1項第1号の設備（移動式製造設備を除く。）の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	370,000円
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	220,000円
			変更後の処理容積が変更前の	150,000円

		処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	93,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	69,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	61,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	57,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	26,000円
		その他の場合	16,000円
	高圧法第14条第1項の規定に基づく同法	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000	65,000円

第5条第1項第1号の設備（移動式製造設備に限る。）の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	立方メートル以上増加する場合	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	53,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合	44,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	31,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	18,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	14,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	12,000円
	変更後の処理容積が変更前の	9,200円

		処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	8,200円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	5,100円
		その他の場合	3,200円
	高圧法第14条第1項の規定に基づく同法第5条第1項第2号の設備の変更の工事は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設置するものである場合は、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合	69,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000円

			変更後の冷凍能力が変更前の 冷凍能力に比して100トン以 上300トン未満増加する場合	38,000円
			変更後の冷凍能力が変更前の 冷凍能力に比して100トン未 満増加する場合	30,000円
			その他の場合	16,000円
3	高圧ガスの貯蔵所の設 置の許可を受けよう とする者	高圧法第16条第1項の規定に基づく 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		25,000円
4	第1種貯蔵所の位置、構 造又は設備の変更の工 事の許可を受けよう とする者	高圧法第19条第1項 の規定に基づく第1 種貯蔵所の位置、構 造又は設備の変更の 工事の許可の申請に 対する審査	変更後の貯蔵容積（貯蔵する ことができる高圧ガスの容積 をいう。）が変更前の貯蔵容積 （当該変更が設備の全部又は 一部を撤去し、当該撤去する 設備に代えて新たに設備を設 置するものである場合にあっ ては、変更前の貯蔵容積から 当該撤去する設備に係る貯蔵 容積を控除した容積）に比し て増加する場合	14,000円
			その他の場合	11,000円
5	高圧ガスの製造のため の施設又は第1種貯蔵所 の完成検査を受けよう とする者	高圧法第20条第1項の規定に基づく 高圧ガスの製造のため の施設の許可に係る完成検査		1の項の事務の区 分に応じ、それぞ れ当該手数料の金 額の4分の3に相当 する金額（高圧法 第5条第1項の許可 に係る液化石油ガ

		<p>スの製造のための施設であって、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものに係るものにあつては、6,100円)</p>
	<p>高圧法第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の許可に係る完成検査</p>	<p>18,750円</p>
	<p>高圧法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>2の項の事務の区分に応じそれぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものに係るものにあつては、6,100円)</p>

		高圧法第20条第3項の規定に基づく第1種貯蔵所の許可に係る完成検査	4の項の事務の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	
6	特定施設の保安検査を受けようとする者	高圧法第35条第1項の規定に基づく同法第5条第1項第1号の設備（移動式製造設備を除く。）の保安検査	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	610,000円
			処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	370,000円
			処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	250,000円
			処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	150,000円
			処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	120,000円
			処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	95,000円
			処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	75,000円
			処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	60,000円
			処理容積が100立方メートル	33,000円

		以上200立方メートル未満の設備	
高圧法第35条第1項の規定に基づく同法	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備		95,000円
第5条第1項第1号の設備（移動式製造設備に限る。）の保安検査	処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備		80,000円
	処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備		64,000円
	処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備		47,000円
	処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備		31,000円
	処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備		22,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備		20,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備		15,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備		12,000円
	処理容積が100立方メートル		7,700円

		以上200立方メートル未満の設備	
	高压法第35条第1項の規定に基づく同法	冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000円
	第5条第1項第2号の設備の保安検査	冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000円
		冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000円
		冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	60,000円
		冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	42,000円
7	容器検査所の登録又は登録の更新を受けようとする者	高压法第50条第3項の規定に基づく容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	16,000円
8	容器に充てんする高压ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等を受けようとする者	高压法第54条第2項の規定に基づく容器に充てんする高压ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等の申請に対する審査	1本につき1,400円

備考

- この表中の用語の意義及び字句の意味は、高压法における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- この表の手数料を納付すべきものが国である場合にあっては、同表中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

別表第4（第2条関係）

液石法関係手数料

項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額
---	------------	-------	----

1	液化石油ガス販売事業に係る登録を受けようとする者	液石法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	31,000円
2	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者	液石法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通につき630円
		液石法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	1回につき460円
3	保安機関の認定を受けようとする者	液石法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た金額に34,000円を加算した金額
4	保安機関の認定の更新を受けようとする者	液石法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た金額に14,000円を加算した金額
5	保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする者	液石法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た金額に20,000円を加算した金額
6	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定を受けようとする者	液石法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 98,000円
			販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合 80,000円
			販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 55,000円
7	貯蔵施設又は特定供給	液石法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設	21,000円に貯蔵施設又

	設備の設置の許可を受けようとする者	又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	は特定供給設備の数を乗じて得た金額
8	貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可を受けようとする者	液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
9	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を受けようとする者	液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の変更の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た金額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額
		液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の

			数を乗じて得た金額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額
10	充てん設備による液化石油ガスの充てん許可を受けようとする者	液石法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てん許可の申請の審査	28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額
11	充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可を受けようとする者	液石法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の申請の審査	17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
12	充てん設備の完成検査を受けようとする者	液石法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の完成検査	液石法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
		液石法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の変更の許可に係る充てん設備	27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
13	充てん設備の保安検査を受けようとする者	液石法第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、液石法における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第5（第3条関係）

諸証明関係手数料

項	事務の区分	金額
1	火災損害申請書に係る証明（火災損害申告証明）	150円
2	救急搬送に関する証明	150円

3	政令第8条第4項の規定による完成検査済証の再交付	300円
4	枚方寝屋川消防組合危険物規制規則（平成9年枚方寝屋川消防組合規則第4号。以下「危険物規制規則」という。）第19条第1項の規定による許可書又はタンク検査済証（正）の再交付	300円
5	危険物規制規則第19条第1項の規定による許可申請書の再交付	交付する用紙1枚につき10円
6	危険物規制規則第19条第1項の規定によるタンク検査済証（副）の再交付	600円
7	前各項に掲げるもののほか、消防行政に関する証明	150円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号 参考資料

枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について

(主要な改正部分の新旧対照表)

新 (改正後)		旧 (現行)																	
<p>第1条 (略)</p> <p>(消防法等の規定に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 消防法(昭和23年法律第186号。以下「<u>法</u>」という。)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「<u>火取法</u>」という。)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「<u>高圧法</u>」という。)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「<u>液石法</u>」という。)及び枚方寝屋川消防組合火災予防条例(昭和37年枚方寝屋川消防組合条例第44号。以下「<u>火災予防条例</u>」<u>という。</u>)の規定に基づく事務のうち、別表第1から別表第4までに掲げるものについては、それぞれ別表第1から別表第4までに定める者から、それぞれ別表第1から別表第4までに定める額を手数料として徴収する。</p> <p>第3条～7条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p><u>法</u> 及び火災予防条例関係手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を納付すべき者</th> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>法</u></td> <td><u>法</u> 第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額	1	<u>法</u>	<u>法</u> 第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審	(略)	<p>第1条 (略)</p> <p>(消防法等の規定に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 消防法(昭和23年法律第186号 _____)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号 _____)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号 _____)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号 _____)及び枚方寝屋川消防組合火災予防条例(昭和37年枚方寝屋川消防組合条例第44号 _____)の規定に基づく事務のうち、別表第1から別表第4までに掲げるものについては、それぞれ別表第1から別表第4までに定める者から、それぞれ別表第1から別表第4までに定める額を手数料として徴収する。</p> <p>第3条～7条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p><u>消防法</u>及び火災予防条例関係手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を納付すべき者</th> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>消防法(昭和23年法律第186号)</u></td> <td><u>消防法</u>第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額	1	<u>消防法(昭和23年法律第186号)</u>	<u>消防法</u> 第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審	(略)
項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額																
1	<u>法</u>	<u>法</u> 第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審	(略)																
項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額																
1	<u>消防法(昭和23年法律第186号)</u>	<u>消防法</u> 第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審	(略)																

新（改正後）				旧（現行）				
	だし書の規定に査 基づく指定数量 以上の危険物を 仮に貯蔵し、又は 取り扱う場合の 承認を受けよう とする者				だし書の規定に査 基づく指定数量 以上の危険物を 仮に貯蔵し、又は 取り扱う場合の 承認を受けよう とする者			
2	法 第11条第1 項前段の規定に 基づく製造所等 の設置の許可を 受けようとする 者	(1)	法 第11条第1項前段の規定に基づ く製造所の設置の許可の申請に対す る審査	(略)	消防法 第11条第1 項前段の規定に 基づく製造所等 の設置の許可を 受けようとする 者	(1)	消防法 第11条第1項前段の規定に基づ く製造所の設置の許可の申請に対す る審査	(略)
		(2)	法 第11条第1項前段の規定に基づ く貯蔵所の設置の許可の申請に対す る審査	(略)		(2)	消防法 第11条第1項前段の規定に基づ く貯蔵所の設置の許可の申請に対す る審査	(略)
		(3)	法 第11条第1項前段の規定に基づ く取扱所の設置の許可の申請に対す る審査	(略)		(3)	消防法 第11条第1項前段の規定に基づ く取扱所の設置の許可の申請に対す る審査	(略)
3	法 第11条第1 項後段の規定に 基づく製造所等 の位置、構造又は	(1)	法 第11条第1項後段の規定に基づ く製造所の位置、構造又は設備の変更 の許可の申請に対する審査	(略)	消防法 第11条第1 項後段の規定に 基づく製造所等 の位置、構造又は	(1)	消防法 第11条第1項後段の規定に基づ く製造所の位置、構造又は設備の変更 の許可の申請に対する審査	(略)
		(2)	法 第11条第1項後段の規定に基づ く製造所の位置、構造又は設備の変更 の許可の申請に対する審査	(略)		(2)	消防法 第11条第1項後段の規定に基づ く製造所の位置、構造又は設備の変更 の許可の申請に対する審査	(略)

新（改正後）				旧（現行）			
5	<u>法</u> 第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認を受けようとする者	<u>法</u> 第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認の申請に対する審査	(略)	5	<u>消防法</u> 第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認を受けようとする者	<u>消防法</u> 第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認の申請に対する審査	(略)
6	<u>法</u> 第11条の2第1項及び <u>政令</u> 第8条の2第7項の規定に基づく製造所等の完成検査前検査を受けようとする者	<u>法</u> 第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査	(略)	6	<u>消防法</u> 第11条の2第1項及び <u>危険物の規制に関する政令</u> 第8条の2第7項の規定に基づく製造所等の完成検査前検査を受けようとする者	<u>消防法</u> 第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査	(略)
	<u>法</u> 第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	(略)	<u>消防法</u> 第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査		(略)		
7	<u>火災予防条例</u> 第48条に基づく少量危険	(1) <u>火災予防条例</u> 第48条に基づく少量危険物タンクの水張検査又は水圧検査	(略)	7	<u>枚方寝屋川消防組合火災予防条例</u> (昭和37年条例第44号) 第48条に基づく少量危険	(1) <u>枚方寝屋川消防組合火災予防条例</u> 第48条に基づく少量危険物タンクの水張検査又は水圧検査	(略)
	<u>火災予防条例</u> 第48条に基づく少量危険	(2) <u>火災予防条例</u> 第48条に基づく指定可燃物タンクの水	(略)		<u>枚方寝屋川消防組合火災予防条例</u> 第48条に基づく指定可燃物タンクの水	(2) <u>枚方寝屋川消防組合火災予防条例</u> 第48条に基づく指定可燃物タンクの水	(略)

新（改正後）				旧（現行）			
	物タンク又は指定可燃物タンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者	張検査又は水圧検査			物タンク又は指定可燃物タンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者	張検査又は水圧検査	
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、法、政令又は <u>火災予防条例</u> における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、法、政令又は <u>条例</u> _____ における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
別表第2（第2条関係） <u>火取法</u> 関係手数料				別表第2（第2条関係） <u>火薬類取締法</u> 関係手数料			
項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額	項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額
1	(略)	<u>火取法</u> _____ 第3条の規定に基づく火薬類の許可の申請に対する審査	(略)	1	(略)	<u>火薬類取締法</u> （以下この表において「法」という。）第3条の規定に基づく火薬類の許可の申請に対する審査	(略)
2	(略)	<u>火取法</u> 第5条の規定に基づく火薬類（競技用紙雷管に限る。）の販売営業の許可の申請に対する審査	(略)	2	(略)	<u>法</u> 第5条の規定に基づく火薬類（競技用紙雷管に限る。）の販売営業の許可の申請に対する審査	(略)
		<u>火取法</u> 第5条の規定に基づく火薬類（競技用紙雷管を除く。）の販売営業の許可の申請に対する審査	(略)			<u>法</u> 第5条の規定に基づく火薬類（競技用紙雷管を除く。）の販売営業の許可の申請に対する審査	(略)

新（改正後）				旧（現行）			
3	(略)	火取法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	(略)	3	(略)	法 第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	(略)
		火取法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	(略)			法 第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	(略)
4	(略)	火取法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査	(略)	4	(略)	法 第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査	(略)
		火取法第15条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の完成検査	(略)			法 第15条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の完成検査	(略)
		火取法第15条第2項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の完成検査	(略)			法 第15条第2項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の完成検査	(略)
5	(略)	火取法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	(略)	5	(略)	法 第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	(略)
		火取法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可申請に対する審査	(略)			法 第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可申請に対する審査	(略)
			(略)				(略)
6	(略)	火取法第25条第1項の規定に基づく火薬類（煙火に限る。）の消費の許可の申請に対する審査	(略)	6	(略)	法 第25条第1項の規定に基づく火薬類（煙火に限る。）の消費の許可の申請に対する審査	(略)

新（改正後）				旧（現行）					
7	(略)	火取法第35条第1項の規定に基づく特定施設 又は火薬庫の保安検査	(略)	7	(略)	法第35条第1項の規定に基づく特定施設 又は火薬庫の保安検査	(略)		
備考				備考					
1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、 <u>火取法</u> における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、 <u>法</u> における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					
2 この表の手数料を納付すべきものが国である場合にあっては、同表中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。				2 この表の手数料を納付すべきものが国である場合にあっては、同表中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。					
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）					
<u>高压法</u> 関係手数料				<u>高压ガス保安法</u> 関係手数料					
項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額	項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額		
1	(略)	<u>高压法</u>	(略)	(略)	1	(略)	<u>高压ガス保安法</u> （以下この表において「法」という。）	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
		第5条第1項第1号の設備	(略)	(略)			第5条第1項第1号の設備	(略)	(略)
		（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）を除く。）による高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	(略)	(略)			（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）を除く。）による高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)

新（改正後）				旧（現行）							
		高圧法第5条第1項第1号の	(略)	(略)			法第5条第1項第1号の	(略)	(略)		
		設備（移動式製造設備に限	(略)	(略)			設備（移動式製造設備に限	(略)	(略)		
		る。）による高圧ガスの製	(略)	(略)			る。）による高圧ガスの製	(略)	(略)		
		造の許可の申請に対する	(略)	(略)			造の許可の申請に対する	(略)	(略)		
		審査（液石法第37条の4第	(略)	(略)			審査	(略)	(略)		
		1項の許可を受けた者の	(略)	(略)				(略)	(略)		
		許可の申請に対する審査	(略)	(略)				(略)	(略)		
		にあつては、6,000円）	(略)	(略)				(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)		
			高圧法第5条第1項第2号の	(略)			(略)		法第5条第1項第2号の	(略)	(略)
			設備による高圧ガスの製	(略)			(略)		設備による高圧ガスの製	(略)	(略)
	造の許可の申請に対する	(略)	(略)		造の許可の申請に対する	(略)	(略)				
	審査	(略)	(略)		審査	(略)	(略)				
		(略)	(略)			(略)	(略)				
		(略)	(略)			(略)	(略)				
2	(略)	高圧法第14条第1項の規定	(略)	(略)	2	(略)	法第14条第1項の規定	(略)	(略)		
		に基づく法第5条第1項第1	(略)	(略)			に基づく法第5条第1項第1	(略)	(略)		
		号の設備（移動式製造設備	(略)	(略)			号の設備（移動式製造設備	(略)	(略)		
		を除く。）の変更の工事又	(略)	(略)			を除く。）の変更の工事又	(略)	(略)		
		は製造をする高圧ガスの	(略)	(略)			は製造をする高圧ガスの	(略)	(略)		

新（改正後）				旧（現行）			
	種類若しくは製造の方法 の変更の許可の申請に 対する審査	(略)	(略)	種類若しくは製造の方法 の変更の許可の申請に 対する審査	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	高圧法第14条第1項の規定 に基づく同法第5条第1項 第1号の設備（移動式製造 設備に限る。）の変更の工 事又は製造をする高圧ガ スの種類若しくは製造の 方法の変更の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	法第14条第1項の規定 に基づく法第5条第1項 第1号の設備（移動式製造 設備に限る。）の変更の工 事又は製造をする高圧ガ スの種類若しくは製造の 方法の変更の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	高圧法第14条第1項の規定 に基づく同法第5条第1項 第2号の設備の変更の工事 又は製造をする高圧ガス	(略)	(略)	法第14条第1項の規定 に基づく法第5条第1項 第2号の設備の変更の工事 又は製造をする高圧ガス	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	

新（改正後）					旧（現行）				
		の種類若しくは製造の方	(略)	(略)			の種類若しくは製造の方	(略)	(略)
		法の変更の許可の申請に	(略)	(略)			法の変更の許可の申請に	(略)	(略)
		対する審査					対する審査		
3	(略)	高压法第16条第1項の規定に基づく高压	(略)	(略)	3	(略)	法第16条第1項の規定に基づく高	(略)	(略)
		ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対					圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対		
		する審査					する審査		
4	(略)	高压法第19条第1項の規定	(略)	(略)	4	(略)	法第19条第1項の規	(略)	(略)
		に基づく第1種貯蔵所の位					定に基づく第1種貯蔵所の		
		置、構造又は設備の変更の					位置、構造又は設備の変更		
		工事の許可の申請に対す	(略)	(略)			の工事の許可の申請に対	(略)	(略)
		る審査					する審査		
5	(略)	高压法第20条第1項の規定に基づく高压	1の項の事務の	5	(略)	法第20条第1項の規定に基づく高压	1の項の事務の		
		ガスの製造のための施設の許可に係る	区分に応じ、そ			ガスの製造のための施設の許可に係る完	区分に応じ、そ		
		完成検査	れぞれ当該手			成検査	れぞれ当該手		
			数料の金額の4				数料の金額の4		
			分の3に相当す				分の3に相当す		
			る金額(高压法				る金額(法		
			第5条第1項の				第5条第1項の		
			許可に係る液				許可に係る液		
			化石油ガスの				化石油ガスの		

新（改正後）		旧（現行）	
	製造のための施設であって、 <u>液石法</u>		製造のための施設であって、 <u>液化石油ガス</u> <u>の保安の確保</u> <u>及び取引の適</u> <u>正化に関する</u> <u>法律</u> 第37条の3
	第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものに係るものにあつては、 6,100円)		第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものに係るものにあつては、 6,100円)
	<u>高压法</u> 第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の許可に係る完成検査	(略)	<u>法</u> 第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の許可に係る完成検査
	<u>高压法</u> 第20条第3項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の変更の許可	2の項の事務の区分に応じそ	<u>法</u> 第20条第3項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の変更の許可に

新（改正後）		旧（現行）	
	に係る完成検査	<p>れぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油法</u></p> <p>第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの</p>	<p>に係る完成検査</p> <p>れぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u></p> <p>第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの</p>

新（改正後）				旧（現行）			
	第1号の設備（移動式製造設備に限る。）の保安検査	(略)	(略)	第1号の設備（移動式製造設備に限る。）の保安検査	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	高压法 第35条第1項の規定に基づく 同法 第5条第1項第2号の設備の保安検査	(略)	(略)	法 第35条第1項の規定に基づく 法 第5条第1項第2号の設備の保安検査	(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
7	(略)	高压法 第50条第3項の規定に基づく容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	(略)	7	(略)	法 第50条第3項の規定に基づく容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	(略)

新（改正後）				旧（現行）																			
8	(略)	<p>高压法第54条 第2項の規定 に基づく容器 に充てんする 高压ガスの種 類又は圧力の 変更に係る刻 印等の申請に 対する審査</p>	(略)	8	(略)	<p>法 第54条 第2項の規定に 基づく容器に 充てんする高 压ガスの種類 又は圧力の変 更に係る刻印 等の申請に対 する審査</p>	(略)																
<p>備考</p> <p>1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、高压法における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>2 この表の手数料を納付すべきものが国である場合にあつては、同表中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第4（第2条関係）</p> <p>液石法 関係手数料</p>				<p>備考</p> <p>1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、法における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>2 この表の手数料を納付すべきものが国である場合にあつては、同表中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第4（第2条関係）</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 関係手数料</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を納付すべき者</th> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額					<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を納付すべき者</th> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額				
項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額																				
項	手数料を納付すべき者	事務の区分	金額																				

新（改正後）				旧（現行）			
1	(略)	液石法 第3 条第1項の規定に基づく液化石油 ガス販売事業に係る登録の申請に 対する審査	(略)	1	(略)	液化石油ガスの保安の確保及び取 引の適正化に関する法律（以下こ の表において「法」という。）第3 条第1項の規定に基づく液化石油 ガス販売事業に係る登録の申請に 対する審査	(略)
2	(略)	液石法第3条の2第3項の規定に基 づく液化石油ガス販売事業者登録 簿の謄本の交付	(略)	2	(略)	法 第3条の2第3項の規定に基 づく液化石油ガス販売事業者登録 簿の謄本の交付	(略)
		液石法第3条の2第3項の規定に基 づく液化石油ガス販売事業者登録 簿の閲覧	(略)			法 第3条の2第3項の規定に基 づく液化石油ガス販売事業者登録 簿の閲覧	(略)
3	(略)	液石法第29条第1項の規定に基 づく保安機関の認定の申請に 対する審査	(略)	3	(略)	法 第29条第1項の規定に基 づく保安機関の認定の申請に 対する審査	(略)
4	(略)	液石法第29条第1項の規定に基 づく保安機関の認定の更新の申請 に対する審査	(略)	4	(略)	法 第29条第1項の規定に基 づく保安機関の認定の更新の申請 に対する審査	(略)
5	(略)	液石法第33条第1項の規定に基 づく保安機関の保安業務に係る一般	(略)	5	(略)	法 第33条第1項の規定に基 づく保安機関の保安業務に係る一般	(略)

新（改正後）					旧（現行）					
		消費者等の数の増加の認可の申請 に対する審査					消費者等の数の増加の認可の申請 に対する審査			
6	(略)	液石法第35条の6 第1項の規定に基 づく保安確保機 器の設置及び管 理の方法の認定 の申請に対する 審査	(略)	(略)	6	(略)	法 第35条の6 第1項の規定に基 づく保安確保機 器の設置及び管 理の方法の認定 の申請に対する 審査	(略)	(略)	
7	(略)	液石法第36条第1項の規定に基づ く貯蔵施設又は特定供給設備の設 置の許可の申請に対する審査			(略)	7	(略)	法 第36条第1項の規定に基づ く貯蔵施設又は特定供給設備の設 置の許可の申請に対する審査		
8	(略)	液石法第37条の2第1項の規定に基 づく貯蔵施設の位置、構造若しく は設備の変更又は特定供給設備の 位置、構造、設備若しくは装置の 変更の許可の申請に対する審査			(略)	8	(略)	法 第37条の2第1項の規定に基 づく貯蔵施設の位置、構造若しく は設備の変更又は特定供給設備の 位置、構造、設備若しくは装置の 変更の許可の申請に対する審査		
9	(略)	液石法第37条の3第1項の規定に基 づく同法第36条第1項の変更の許 可に係る貯蔵施設又は特定供給設 備			31,000円に貯蔵施 設又は特定供給設 備（ <u>高压法</u>	9	(略)	法 第37条の3第1項の規定に基 づく法 第36条第1項の変更の許 可に係る貯蔵施設又は特定供給設 備（ <u>高压ガス保安法</u>		

新（改正後）		旧（現行）		
	備の完成検査	第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た金額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額	備の完成検査	第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た金額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額
	<u>液石法</u> 第37条の3第1項の規定に基	（略）	<u>法</u> 第37条の3第1項の規定に基	（略）

新（改正後）				旧（現行）					
		づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査				づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査			
10	(略)	液石法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てん許可の申請の審査		(略)	10	(略)	法 第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てん許可の申請の審査		
11	(略)	液石法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可申請の審査		(略)	11	(略)	法 第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可申請の審査		
12	(略)	液石法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の完成検査	液石法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備	(略)	12	(略)	法 第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の完成検査	法 第37条の4第1項の許可に係る充てん設備	(略)
			液石法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の変更の許可に係る充てん設備	(略)				法 第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の変更の許可に係る充てん設備	(略)

新（改正後）				旧（現行）			
13	(略)	液石法第37条の6第1項の規定に基づき充てん設備の保安検査	(略)	13	(略)	法第37条の6第1項の規定に基づき充てん設備の保安検査	(略)
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、液石法における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、法における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
別表第5（第3条関係）				別表第5（第3条関係）			
諸証明関係手数料				諸証明関係手数料			
項	事務の区分		金額	項	事務の区分		金額
1	(略)		(略)	1	(略)		(略)
2	(略)		(略)	2	(略)		(略)
3	政令 第8条第4項の規定による完成検査済証の再交付		(略)	3	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号） 第8条第4項の規定による完成検査済証の再交付		(略)
4	(略)		(略)	4	(略)		(略)
5	(略)		(略)	5	(略)		(略)
6	(略)		(略)	6	(略)		(略)
7	(略)		(略)	7	(略)		(略)